

家計調査等改善検討会（第2回）議事概要

- 1 日時 平成23年2月15日（火）16:00～18:00
- 2 場所 総務省第2庁舎 3階第1会議室
- 3 出席者
委員：廣松座長、宇南山委員、西郷委員、重川委員、永濱委員
オブザーバー：日本銀行調査統計局、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部
総務省：川崎統計局長、丹下統計調査部長、水上調査企画課長、高見統計調査研究官、吉岡消費統計課長、木村消費統計課調査官、永島物価統計室長
- 4 議題 (1) 家計調査等の見直し案について
(2) 全国単身世帯収支実態調査と全国消費実態調査の統合集計について
(3) 家計の個別化の実態に関するアンケートについて
(4) 家計調査等改善検討会の今後の進め方について
- 5 配布資料 資料1-1 家計調査及び家計消費状況調査の見直し案の概要
資料1-2 見直し案の調査方法等について（たたき台）
資料1-3 見直し案における調査世帯選定の流れ
資料1-4 見直し案における調査期間と世帯のローテーション（二人以上の世帯）
資料1-5 主な見直し事項において想定されるメリット・デメリット
資料2-1 平成21年全国消費実態調査の概要
資料2-2 全国単身世帯収支実態調査の概要
資料2-3 全国単身世帯収支実態調査の位置づけ
資料2-4 全国単身世帯収支実態調査と全国消費実態調査の統合集計について
資料3 家計の個別化の実態に関するアンケートの概要
資料4 家計調査等改善検討会の今後の進め方
参考 家計調査等改善検討会（第1回）議事概要

6 議事概要

- (1) 家計調査等の見直し案について、資料1-1から1-5に基づき事務局から説明がなされた後、意見交換が行われた。今後、本日の意見等を踏まえ、引き続き詳細な検討を進めることとされた。

委員からの主な意見等は次のとおり。

<調査世帯の抽出方法について>

- 住民基本台帳と国勢調査の間にどの程度の差異があるのか留意すべきである。
- 家計調査の標本抽出に国勢調査を利用しないのであれば、標本調査のサンプルフレームとしての国勢調査の重要性が低下してしまうのではないか。
- 住民基本台帳をサンプルフレームとした場合、世帯の代表性が保てるのかという懸念がある。
- 国際的な観点から言えば、無作為抽出でない場合、家計に関する世帯調査について、無作為抽出による代表的な標本調査が日本になくなってしまいう点に留意する必要がある。
- 住民基本台帳から無作為抽出され、住民基本台帳がサンプリングフレームとしてきちんとしたものであるという前提であれば、家計簿調査の調査世帯の抽出方法は、一種の二相抽出であり統計調査の標本理論にも存在するものである。

<家計簿調査の調査期間について>

- 四半期で見ると、期首と期末で全ての調査世帯が交替してしまうので、時系列的な安定性という意味ではほとんど利用できないデータとなってしまわないかと懸念している。
- 最近の計量経済学の実証研究でよく使われる手法として、「Difference in Differences」というものが存在し、変化分の差分を取るという手法が使われており、最低限2回の変化分が取れるような体制でないとそういった手法が利用できないことから、1世帯当たりの調査期間を3カ月以上に長期化すべきである。

<GDP推計への影響について>

- 簡易収支調査のサンプル数が若干増加することについては評価できる。
- 簡易収支調査について、GDPへの影響の大きな高額商品は現在の家計消費状況調査に依存しているので、それらの品目の削除は避けるべき。
- 需要側推計値の額にして8割は家計調査に基づいているので、その精度の低下というのは、GDPの推計精度に甚大な影響を及ぼす。
- 家計調査のサンプル数が3分の1になるということであれば、GDP推計には事実上使えなくなるということにもなりかねない。
- QEの時系列の安定性を担保するためには、今回の変更が推計にどの程度影響があるかということを実地に検証することが不可欠である。この見直し案の方向で動き出すのであれば、新旧両方の同時試行とするか、あるいは十分な時間的余裕を持って一定規模以上の試験調査を行うべきである。
- 公表日については、QEの公表時期の早期化についても要請が強いので、基礎統計として公表日が現行よりも遅くなることのないようにするべきである。

<景気判断への影響について>

- 月例経済報告での毎月の景気判断における消費の判断に当たっては、家計調査や家計消費状況調査から作成している消費総合指数を利用しているため、月次の消費品目がわかるような統計が存在しないと、適切な経済情勢の判断ができなくなり、経済財政運営に支障が生じる恐れがある。
- 簡易収支調査の方がより短期的な景気指標として重視するということになると思うので、振れを少なくするため、可能な限りサンプル数は多くするべきである。

<消費者物価指数（CPI）への影響について>

- 重量記入の廃止による生鮮食品の月別ウェイトの作成への支障について、本当に重量を調べないでCPIがこれまでと同じ意味で計算できるのか留意する必要がある。

<その他>

- 家計簿調査は四半期単位での公表とのことだが、バックデータという形でよいので毎月発表すれば、家計調査のヘビーユーザーは参考資料として活用できるのではないか。
- 詳細な結果である家計簿調査の結果には速報性を求めているが、全体の傾向がわかる簡易収支調査の結果をいかに早く公表できるかが重要である。
- 年間収入と貯蓄・負債について、簡易収支調査も含めて最初と最後に調査すれば、データの整合性のチェックに活用できるのではないか。また、年間収入を2回調べると2年分の収入のパネルデータ作成が可能となる。
- 家計簿調査について単身世帯は調査しないということだが、これからの社会情勢を考えると単身世帯の比率、特に単身高齢者世帯の比率が高くなるので、把握の重要性は高くなっていくのではないか。

- (2) 全国単身世帯収支実態調査と全国消費実態調査の統合集計について、資料2-1から2-4に基づき事務局から説明がなされた後、意見交換が行われ、統合案は（資料2-4掲載の）案6で了承された。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- モニター調査の世帯は全世帯が調査に回答したと理解していいかという質問があり、実際には手を挙げたけれども回答してくれなかった世帯が存在したという説明があった。

- (3) 家計の個別化の実態に関するアンケートについて、資料3に基づき事務局から説明がなされた後、意見交換が行われた。
委員からの主な意見等は次のとおり。
- 今回の対象は核家族だが、拡大家族、三世同居の場合などの方がより複雑な状況があると思うので、今後はそのような世帯の動向も注視していくべきではないか。
- (4) 家計調査等改善検討会の今後の進め方について、資料4に基づき事務局から説明がなされた後、意見交換が行われた。家計調査等の見直しの実施目標については、今後、平成28年1月を目標としつつ、本日の意見を踏まえて、検討を進めていくこととされた。
委員からの主な意見等は次のとおり。
- 見直し後の調査の実施時期については、国民経済計算では平成22年基準改定を平成28年の年末に公表する見込みであることを考慮し、平成29年1月以降としていただきたい。
- (5) 次回は、平成23年5月を目途として開催予定。